

広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県及び中国電力グループで構成する「ひろしま再生可能エネルギー有限責任事業組合」が設置・運営するメガソーラー発電所の売電収益を活用し、地域住民が利用する身近な施設において、施設の創エネルギー及び省エネルギー化を図るとともに、当該施設や利用者等の温暖化対策活動促進を図るため、設備の導入等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、幼稚園、保育所、認定こども園その他これに準ずる施設（以下「幼稚園等」という。）を設立する次の者とする。

- (1) 市町
- (2) 学校法人，社会福祉法人等

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の幼稚園等において、次に掲げる設備を組み合わせて整備するものであって、知事が認めるものとする。ただし、第2条の補助対象者が設立した幼稚園等の設備のうち、これまでに当補助金の交付を受けて設置した設備と同種の設備（第14条第3項の規定により処分した場合その他やむを得ないと知事が認める場合を除く。）及び中古品を除き、国その他の補助対象とならない設備に限る。

- (1) 省エネ型空調システム【必須；新增設又は更新】

トップランナー基準を達成した（省エネ基準達成率100%以上）省エネ型エアコンと同等以上の性能をもつ機器とする。

- (2) 創エネ機器（太陽光）とエネルギー管理システム（以下「EMS」という。）【(2)又は(3)どちらか必須；新增設】

創エネ機器は、太陽光を用いてエネルギーを創り出す機器とする。

EMSは、電気の使用量や発電量等エネルギーに関する項目を、計測及び保存できるシステムを構築し、表示装置で表示する性能を持つもの。

- (3) 創エネ機器（木質バイオマス）【(2)又は(3)どちらか必須；新增設】

木質バイオマス等を用いてエネルギーを創り出す機器とする。

- (4) 蓄電池[任意；新增設]

蓄電容量1kWh以上で、太陽光発電システムからの充電が可能なものとする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の交付の額は、別表に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表に定める補助率を乗じて算出した額以内とし、蓄電池を設置しない場合、その上限は500万円とする。蓄電池を設置する場合、その上限は600万円とする。ただし、1,000円未満の

端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助事業の実施期間は、第6条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）のあった日の属する年度内とし、同一の補助対象者に交付できる補助金は同一年度内1回を限度とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- （1）事業計画書（別紙様式1-1）
- （2）その他知事が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助金の交付を申請した者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、当該事業計画に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（交付の条件、変更の承認）

第7条 交付規則第5条の規定により、この補助金の交付の決定には次の条件を付すものとする。

- （1）補助事業の内容を変更（補助目的及び事業能率に影響が少ない軽微な変更である場合を除く。）及び補助対象経費の額を変更（補助対象経費の額の20%以内の減額である場合を除く。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項第1号及び第2号の知事に承認を受けようとするときは、様式第3号による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項第3号の知事に指示を受けようとするときは、様式第4号による遅延等報告書を提出しなければならない。
 - 4 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受領した日から起算して15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第7条第1項第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加

算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

- 第14条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものは、交付規則第22条の規定に基づき処分を制限される財産とする。
- 3 交付規則第22条ただし書きの規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでとし、知事の承認を受けずに補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 4 補助事業者は、第2項の財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(その他必要な事項)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の際現にされている改正前の広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱によりされた広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付申請その他手続は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別 表（第4条）

補助対象経費の費目	補助対象経費	補助率
設備費	省エネ型空調システム，創エネ機器，エネルギー管理システム及び蓄電池の買入れに要する費用で，知事に協議し承認を得た額。	2分の1以内
設置工事費	設置工事の施工に直接必要な機械器具，雑材及び据付費等で，知事に協議し承認を得た額。	
運搬費等	設備等の運搬費等で，知事に協議し承認を得た額。	

令和 年 月 日

広島県知事様

住所 〒

団体名

代表者名

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付申請書

広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 事業計画書（別紙様式1-1）
- 3 添付書類（任意様式）
 - （1）省エネ型エアコン等を設置する施設の概要が分かる書類（パンフレット等）
 - （2）工事図面（計画平面図等）
 - （3）太陽光パネル架台取付図（太陽光パネル設置の場合）
 - （4）工事費見積書
 - （5）各設備の仕様書（パンフレット等）

事業実施担当者
所 属
職・氏名
連絡先（電話番号・メールアドレス）
電話：
アドレス：

(別紙様式1-1)

事業計画書

申請者名： _____

設置場所	施設名	
	所在地	
	代表者	
	連絡先	
施設の概要	学級数	
	児童数	
事業の目的		
事業内容 (設置箇所、規模を具体的に記載)	省エネ型空調システム	
	創エネ機器	
	エネルギー管理システム	
	蓄電池	
施工事業者	所在地	
	事業者名	
	代表者	
	連絡先	
事業スケジュール		
設備設置完了予定年月日		

事業費	収入	本補助金		千円				
		自己資金		千円				
		借入金		千円（借入先：）				
		その他の財源		千円（内容：）				
		合計		千円				
	支出	補助対象経費	区 分	全 体	空調システム	創エネ機器	エネルギー管理システム	蓄電池
			設 備 費	千円				
			設置工事費	千円				
			運搬費等	千円				
		補助対象外経費		千円				
合計		千円						
導入設備等を活用した園児，保護者，地域住民等を対象とした温暖化対策学習の計画概要								

(注) 次の書類を添付してください。

- ① 本補助事業で省エネ型エアコン等を設置する施設の概要が分かる書類（パンフレット等）
- ② 本補助事業の計画平面図
- ③ 太陽光パネル架台取付図（太陽光パネルを設置する場合）
- ④ 本補助事業の工事見積書
- ⑤ 設備の仕様書（パンフレット等）

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金については、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「交付規則」という。）第4条第1項の規定に基づき次のとおり交付することに決定したので、交付規則第6条の規定に基づき通知する。

令和 年 月 日

広島県知事

- 1 補助金の交付の対象となる事業，その内容及びこれに要する経費の配分は，令和 年 月 日付け令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付申請書に記載のとおりとする。

- 2 補助事業に要する経費，補助対象経費及び補助金の額は，次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 3 交付の条件
 - (1) 次のいずれかに該当する場合，速やかに知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容を変更する場合
 - ウ 補助事業を中止し，又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は，速やかに知事へ報告してその指示を受けること。

様式第3号（第7条第2項関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

補助事業者 住所 〒

団体名

代表者氏名

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金に係る
補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった補助事業について、
次のとおり変更（中止・廃止）したいので、広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付
要綱第7条2項の規定により、承認を申請します。

- 1 変更（中止・廃止）事項及びその内容

- 2 変更（中止・廃止）する理由

- 3 添付書類
 - (1) 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
 - (2) その他必要な書類

令和 年 月 日

広島県知事様

補助事業者 住所 〒

団体名
代表者氏名

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった補助事業の遅延等について、広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対してとった措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延等の原因を立証する書類を添付すること。

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

広島県知事様

補助事業者 住所 〒

団体名

代表者氏名

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった補助事業を完了したので、広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 精算額 金 円
- 2 事業実績報告書（別紙様式5-1）
- 3 添付書類
 - （1）実施内容が確認できるもの（図面、写真等）
 - （2）支払い、収支に関する書類（支出命令書、請求書等の写し等）
 - （3）その他参考となる書類

(別紙様式5-1)

事業実績報告書

補助事業者名： _____

設置場所	施設名	
	所在地	
	代表者	
	連絡先	
事業内容 (設置箇所、規模を具体的に記載)	省エネ型空調システム	
	創エネ機器	
	エネルギー管理システム	
	蓄電池	
施工事業者	所在地	
	事業者名	
	代表者	
	連絡先	
事業実施状況		
設備設置完了年月日		

事業費	収入	本補助金		千円				
		自己資金		千円				
		借入金		千円（借入先： ）				
		その他の財源		千円（内容： ）				
		合 計		千円				
	支出	補助対象経費	区 分	全 体	空調システム	創エネ機器	エネルギー管理システム	蓄電池
			設 備 費	千円				
			設置工事費	千円				
			運 搬 費 等	千円				
		補助対象外経費		千円				
合 計		千円						
導入設備等を活用した園児，保護者，地域住民等を対象とした温暖化対策学習の計画概要								

(注) 実施内容が確認できる書類（写真等）を添付してください。

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 号で交付決定した令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金の額を、令和 年 月 日付けで提出の実績報告書に基づき、次のとおり確定したので通知する。

令和 年 月 日

広島県知事

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助事業に要した額 | 円 |
| 3 補助対象経費 | 円 |
| 4 補助金の確定額 | 円 |

令和 年 月 日

広島県知事様

補助事業者 住所
名称

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金請求書

広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		本店・ 支店名	
預金の種別			
口座番号	(7ケタ 右詰めで書くこと)		
預金の名義 (フリガナ)			

(注) 算用数字を使用すること。

令和 年 月 日

広島県知事様

補助事業者 住所 〒

団体名

代表者氏名

令和 年度広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった補助事業に関し、次の取得財産を処分したいので、広島県創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱第14条第4項の規定により、次のとおり承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由